

北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響準備書に対する市長意見

1 全般的事項

北九州空港滑走路延長事業（以下「本事業」という。）実施区域周辺では、新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）等、複数の埋立事業が行われており、工事の影響を把握するため、事業者が周辺海域や干潟において環境監視調査等を実施している。

本事業では、周辺海域や干潟において環境監視調査等は実施しないとされているが、別事業の環境監視調査等を活用して、本事業の実施による環境影響の把握に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

ア 粉じん等及び騒音

本市の予測地点No. 1において、資材及び機械の運搬に用いる車両（以下「資材等運搬車両」という。）の運行による降下ばいじんの予測寄与量は、本市が近隣区で測定した現況値と比較してかなり高い値となっている。また、夜間の騒音の予測増加量は2デシベルで、現況値を加味した等価騒音レベルは環境基準値（65デシベル）と同一の予測結果となっている。

環境影響評価制度においては、「基準若しくは目標との整合性」を評価するだけでなく、「事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減されているか」が重要な評価要素となる。以下の内容について再度検討を行い、評価書に反映すること。

(ア) 資材等運搬車両の運行による降下ばいじん及び騒音の予測に当たっては、1日当たり最大約1,100台の車両台数が分散せずに3か所の予測地点を運行すると想定して予測を行っている。環境影響の回避又は低減のため、運行ルートを分散させる等の環境保全措置を追加すること。

(イ) 資材等運搬車両の荷台から発じんのおそれがある場合には、シートがけ等の環境保全措置を必ず採用すること。

(ウ) 1月当たりの降下ばいじん量の目標値「1平方キロメートル当たり10トン」は、本市の現況を踏まえると高すぎるため、現況値を十分に考慮した適切な目標値を設定し、評価すること。

イ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

環境保全措置の内容は、影響要因（資材等運搬車両の運行、航空機の運航、飛行場の施設の供用等）の区分に応じて、評価書の適切な箇所に記載すること。

ウ 低周波音

準備書に記載された低周波音の現地調査結果については、北九州空港における航空機の離発着時の調査結果か、調査地点上空を航空機が飛行する際の調査結果か判断できないため、評価書において情報を追記すること。

(2) 廃棄物

本事業により発生する建設副産物については、準備書に記載された再資源化率目標の着実な達成に向け、工事受注者に対して必要な措置を講ずること。